| 記載要領等 | 相続税の納税猶予の継続届出書 |
|---|---|

**《届出をする必要のある方》**

1　次に掲げる方は、相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

| 届出する必要のある方 | |
|---|---|
| 平成 17 年３月 31 日以前の相続 | ①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人 |
| | ②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に限る。） |
| 平成 17 年４月１日以降の相続 | ③　納税猶予を受けている全ての人 |

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、《記載要領等》の４を参照してください。）。

2　平成 17 年３月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、《記載要領等》の４を参照してください。）。

**《記載要領等》**

1　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

2　記載事項５については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

3　上記《届出をする必要のある方》１の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

4　営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。

5　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事してい

る旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。

6　この届出書を提出する前３年間に農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第 43 条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。